

GET ビジネス学習館  
2013 行政書士講座

第1回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

# 第1編 会社法

## 第1章 会社法総論

### 2 株式会社の意義

#### けんちゃんの用語チェック

**社員**とは、会社の出資者の事をいう。(従業員ではない)

**直接責任**とは、社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負う。

すなわち、会社債権者が社員に対して会社債務の履行を請求してきたら社員はその請求に応じなければならない。

**間接責任**とは、社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負わない。すなわち、会社債権者が社員に対して会社債務の履行を請求してきたら社員はその請求に応じる必要はない。しかし、会社に資金を提供しているので、会社債権者に対して会社を通じ間接に責任を負っている。

**有限責任**とは、社員の責任が一定額を限度としている。すなわち、社員は一定額を限度とする出資義務を負う以外に会社の債務につき責任を負わない。

**無限責任**とは、社員の責任が一定額を限度としていない。すなわち、社員は会社の債務につき無限に責任を負う。

### 4 資本金制度

#### 1. 必要性

資本金とは、会社が新しく株式を発行した際に、その株式と交換にもらった現金のことを言う。

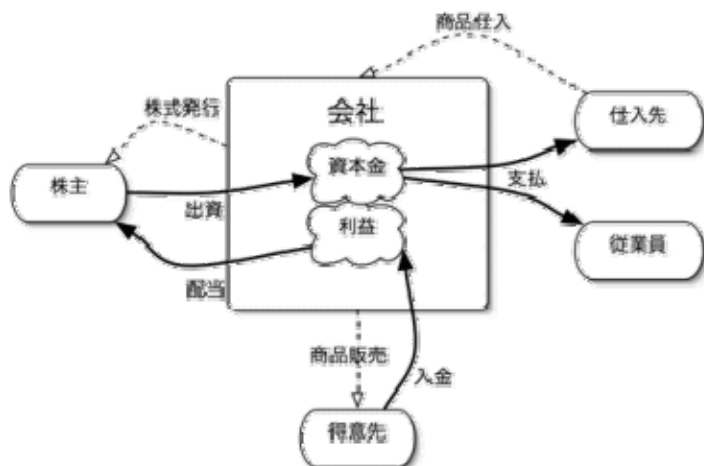
別の言い方をすれば、会社が事業を行うにあたって、株主から預かった元手のことを意味する。

会社は、この元手を使って、商品を仕入れたり、事業に必要な機械や備品を購入したり、従業員の給料を払ったりする。

そして、仕入れた商品を販売したり、購入した機械で製品を製造・販売したり、給与をもらった従業員が働くことで、会社は利益を得る。

この利益をもとに再び事業に必要なお金を使ったり、株主に配当したりする。

このようなサイクルの一番最初の元手になるものが資本金です。



資本準備金とは、株式発行によって得た株主からの出資金のうち、資本金にしなかった残りの部

分を言う。

株主からの出資金のうち、一部が資本金に、残りが資本準備金となるが、出資金のうち、いくらを資本金にして、いくらを資本準備金にするかは株式会社側で決めることができる。

しかし、資本準備金にできる金額の上限が会社法で決められており、出資金の2分の1を超えない額までとなっている。(出資金の半分以上を資本金に、残りを資本準備金。)

資本準備金は、会社法によって積み立てることが定められている。

さて資本金と資本準備金とはどういった違いがあるのか？

実際にはこの2つにはそれほど大きな違いはない。

資本金を多くするか資本準備金を多くするかは、ある程度株式会社の方でコントロールできるが、資本金が多いと会社としての規模が大きく見えて信用が得られるというメリットがある反面、資本金がある金額を超えると税金が高くなってしまうというデメリットもある。あるいは、資本金よりも資本準備金の方が取り崩す時の手続きが簡単といったメリットがある。

## 第2章 株式

### 1 株式の意義

株式とは、細分化された 割合的単位の形をとる 株式会社の社員たる地位の事。

### 2 株式の本質

#### 1. 株主の権利

(105 条①) 株主の権利には、「剰余金の配当を受ける権利」「残余財産の分配を受ける権利」及び「議決権」がある。

前者 2 者は自益権と呼ばれ、後者は共益権と呼ばれ、株主は会社に対して、**自益権と共益権**という権利を持つ。

#### けんちゃんの用語チェック

**自益権**とは、会社から利益を受け取る権利

(剰余金の配当を受ける権利と残余財産の分配を受ける権利など)

**共益権**とは、経営に参加する権利

(株主総会における議決権など)

#### 2. 株主の権利の行使

株主の権利には、**単独株主権**と**少数株主権**がある。

**単独株主権**とは、1 株の株主でも行使できる権利

**少数株主権**とは、一定の割合・一定数以上の株主のみが行使できる権利

**自益権**は全て**単独株主権**

**共益権**は**単独株主権**と**少数株主権**とがある

(105 条②) 『剰余金の配当を受ける権利』及び『残余財産の分配を受ける権利』の**全部**を与えない旨の定めは無効

### 3 株主平等の原則

#### 3. 適用範囲と内容 5. 例外

株式平等の原則は、①各株式の内容が同一

②同一内容の株式は同一の取り扱いをする

↓  
①株主の承諾がある  
②明文規定がある

例外 (種類株式)

## 4 株式の種類

### 1. 種類株式

株式会社は、内容の異なる2以上の種類の株式を発行することもできる。

会社法が内容の異なる種類の株式として認めるのは以下9つに限定される。

- ① 剰余金の配当に関する**優先株・劣後株** ※1
- ② 残余財産分配に関する**優先株・劣後株** ※1
- ③ 議決権制限株式
- ④ 譲渡制限株式
- ⑤ 取得請求権付株式

取得請求権付株式とは、株主が、会社に対して自分の株式を取得するよう請求できる株式のことです。つまり株主に選択権があるプット・オプション(売る権利)が付いた株式といえます。この取得請求権付株式は、企業による買い取りが保証されることによって、株主は普通株式と比べて出資金の保護があるため、将来のリスクを少なくして出資できるというメリットがある。

- ⑥ 取得条項付株式

取得条項付株式とは、当該株主の同意なしに、一定の事由が生じたことを条件に強制的に会社が取得できる株式のことです。つまり会社を選択権があるコール・オプション(買う権利)が付いた株式といえます。この取得条項付株式は、株式の分散・譲渡対策などに利用でき、会社側にとってメリットがある。

- ⑦ 全部取得条項付株式 ※2

全部取得条項付種類株式とは、当該種類の株式について、会社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる株式のこと。

- ⑧ 拒否権付株式

拒否権付株式とは、株主総会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、拒否権付株式を有する株主の種類株主総会の決議を必要とする内容の株式。いわゆる「黄金株」と呼ばれている株式。拒否権を有している事項であれば、株主総会でどれだけ多数の賛成を得たとしても、拒否権付株式の種類株主総会で反対すれば、当該決議事項は効力を生じない。

- ⑨ 取締役・監査役選任権付株式 ※3

役員選任権付種類株式とは、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することを定めた株式のこと。取締役を選任する場合(取締役選任権付種類株式)と、監査役を選任する場合(監査役選任権付種類株式)がある。

- ※1 剰余金の配当を受ける権利の全部と、残余財産の分配を受ける権利の全部を

与えない旨を定款で定めることはできない。(定款に定めても無効となる)(105条①②)

- ※2 全部取得条項付株式は、種類株式として発行することができるのにすぎない。点に注意。

従って、株式の全部を全部取得条項付株式にすることはできない。

- ※3 非公開会社で委員会設置会社でない会社のみ発行できる。

### けんちゃんの用語チェック

剰余金の配当・残余財産の分配について他の種類の株式よりも優先的な地位が与えられている株式を**優先株式**という。反対に劣後的な地位を与えられている株式を**劣後株式**という。標準となる株式を**普通株式**という。

株式投資において配当は魅力的な要素なので、それを普通よりも有利な取り扱いをしてくれるなんて、誰もが優先株式に殺到してしまいそうだが、世の中そんなに甘くはなく、“そのかわり”という条

件がつく。“そのかわり”という条件とは、「株主総会での議決権はありませんよ」、というもの。会社にとっては、配当を多くだしたとしても議決権がないことにより経営によけいな口出しをされたり買収されたりされるリスクを減らしつつ資金調達ができるメリットがあるわけさ。

### けんちゃんの用語チェック

**議決権制限株式**とは、株主総会の全部又は一部の事項について議決権を行使できない株式をいう。

すなわち、株式には

- (i) 全ての決議事項について議決権を行使できる株式
- (ii) 全ての決議事項について議決権を行使できない株式
- (iii) 一定の事項についてのみ議決権を行使できる株式

があり、(ii)と(iii)を併せて**議決権制限株式**という。

### けんちゃんの用語チェック

**取得条項付株式**は、一定の事由が生じた場合に強制的に会社が取得する株式のことで、通常の株式をこれに変えるには株主全員の同意が必要。

**全部取得条項付株式**は主に100%減資のための株式。特別決議があれば株式を強制的に取得するという性質の株式です。

**取得条項付株式**と**全部取得条項付株式**はいずれも、株式会社が株主からその所有する株式を取得することを可能としている点で共通します。しかし、**取得条項付株式**と**全部取得条項付株式**とは次のような違いがあります。**取得条項付株式**の場合には、予め定款で取得事由を定めておく必要がある反面、その事由が発生したら、それだけで株主から株式を取得することができるのに対して、**全部取得条項付株式**の場合には、予め定款で取得事由を定めておく必要がない反面、取得にあたって株主総会の特別決議を経なければなりません。

## 2. 内容についての特別の定め

1種類の株式のみを発行している場合には、その全部について次のような定めができる。

- (1) 譲渡制限
- (2) 取得請求権付与
- (3) 取得条項付与 ※4

※4 種類株式発行会社以外の会社において、定款を変更してその発行する全部の株式を取得条項付株式とする定款の定めを設ける場合は、株主全員の同意が必要である(110条)

## 5 株式譲渡自由と制限

**原則** : 株式は自由に譲渡できる

しかし、以下の場合には例外として自由に譲渡できない

### 例外①: 権利株の譲渡制限

権利株の譲渡は、当事者間では有効だが、会社には対抗できない。

(35条・63条②・50条②)

### 例外②: 株券発行前の譲渡制限

株券発行会社においては、株券発行前の株式譲渡は、会社との関係では効力を生じない。

(128条②)(当事者間では有効)

この条文の趣旨は、株券発行事務の円滑を図る為にある。この制約によって会社は当初の株

式引受人を株主として取扱い、株券発行事務を進める事ができる。

### 例外③：自己株式の取得制限

会社が自社の発行した株式を取得する事を自己株式の取得という。

自己株式の取得は、155条が定める場合にしか認められない。

### 例外④：子会社による親会社株式の取得の制限

子会社は原則としてその親会社である株式会社の株式（親会社株式という）を取得してはならない（135条①）

この条文の趣旨は、親会社は子会社の株主総会において取締役の選任を通じて子会社を支配する。

よって、子会社の親会社株式の取得を許すと、親会社の子会社に対する支配力を背景に、子会社を通じて親会社株式の不当な株価操作等が行われる可能性がある為。

### 例外⑤：譲渡制限株式

同族会社のような場合、株式の自由譲渡を認めてしまうと、好ましくない者が株主となり会社経営が妨害されるおそれがある。そこで、**定款**で定める事により「株式の全部又は一部を取得するには会社の承認を必要とする。」という形で譲渡を制限する事を認めている。このような制限の付いた株式を譲渡制限株式という。

また、このような定款を定めていない会社を**公開会社**という。

では、その譲渡を承認する会社機関はどこかという、

取締役会設置会社では、**取締役会**の承認が必要

取締役会非設置会社では**株主総会**の承認が必要

## けんちゃんの用語チェック

権利株とは、一般に、株式会社が成立する前に株式引受人が持っている地位のことをいう。

会社設立時の出資の履行（払込み）をすることにより設立時発行株式の株主となる権利のこと。これらの権利の譲渡は（当事者間では有効とされているが）、法律上は成立後の株式会社にこれを対抗することはできない。権利株の自由な譲渡を認めると、株主名簿の整備や株券発行事務など会社設立の迅速な事務に支障をきたし、設立の基礎を危うくするおそれがあるため。

子会社とは、会社はその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、又はその会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（2条③）

また、発行済株式の全てを親会社に保有させている場合を完全子会社という。

親会社とは、株式会社を子会社とする会社、又はその株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（2条④）